

有料職業紹介事業返金規程

紹介した人材が入職後に退職した場合、以下の範囲内で受領済みの手数料の返金をします。

入職日から1ヶ月以内の退職 70%

入職日から3ヶ月以内の退職 50%

入職日から3ヶ月超の退職 0%

(返還の免責) 以下の項目の一つにでも該当した場合、返金義務が免責とさせていただきます。

・労働条件に係る重大な問題（業務内容、労働時間、賃金、その他採用条件との相違等）により、退職に至った場合

・就業環境に係る重大な問題（故意の排斥、嫌がらせ等）により、退職に至った場合

・人員整理等が間接的、直接的原因となり、退職に至った場合

・職務転換、配置転換等に適応できず、退職に至った場合

・事業所移転により通勤が困難となり、退職に至った場合

・求人側の都合により退職に至った場合

・天災、地変、内乱、戦争等により就業が困難となり、退職に至った場合

・その他、協議の上、返金の必要がないと判断された場合